

鹿島火力発電所 2 号機建設計画  
に係る環境影響評価方法書についての  
意見の概要と当社の見解

平成 2 6 年 1 1 月

鹿島パワー株式会社

## 目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 .....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 .....	1
(1) 公告の日 .....	1
(2) 公告の方法 .....	1
(3) 縦覧場所 .....	1
(4) 縦覧期間 .....	2
(5) 縦覧者数（縦覧者名簿記載者数） .....	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催 .....	2
(1) 開催日時 .....	2
(2) 開催場所 .....	2
(3) 来場者数 .....	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握 .....	3
(1) 意見書の提出期間 .....	3
(2) 意見書の提出方法 .....	3
(3) 意見書の提出状況 .....	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の 概要とこれに対する当社の見解 .....	12

## 第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨その他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

#### (1) 公告の日

平成26年9月25日（木）

#### (2) 公告の方法

- ① 平成26年9月25日（木）付の次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。 別紙-1
  - ・茨城新聞（第1社会面23面、朝刊）
  - ・朝日新聞（茨城地域面25面、朝刊）
  - ・読売新聞（茨城地域面33面、朝刊）
  - ・毎日新聞（茨城地域面27面、朝刊）
  - ・産経新聞（茨城地域面23面、朝刊）
  
- ② 上記の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。
  - ・関係地域の広報誌への掲載 別紙-2
    - a. 鹿嶋市広報「かしま No.480 2014.10.1」
    - b. 神栖市広報「かみす No.202 2014.10.1」
  - ・県報への掲載 別紙-3
    - a. 茨城県広報「茨城県報 第2627号 平成26年9月25日」
  - ・インターネットによる掲載 別紙-4
    - a. 当社ホームページ (<http://www.kashimapower.com/>) に、平成26年9月25日（木）より掲示

#### (3) 縦覧場所

自治体庁舎3箇所及び対象事業実施区域近傍の新日鐵住金鹿嶋人材育成センターの計4箇所において縦覧を実施した。また、当社ホームページにより電子縦覧を実施した。

- ① 自治体庁舎
  - ・茨城県行政情報センター（水戸市笠原町978番6号）
  - ・鹿嶋市役所環境課（鹿嶋市平井1187番地1号）
  - ・神栖市役所環境課（神栖市溝口4991番地5号）
  
- ② 新日鐵住金鹿嶋人材育成センター（鹿嶋市光953番地16号）
  
- ③ インターネットの利用による公表（電子縦覧）
  - ・当社ホームページ (<http://www.kashimapower.com/>)

#### (4) 縦覧期間

平成 26 年 9 月 25 日（木）から平成 26 年 10 月 24 日（金）までとした。

自治体庁舎については、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日  
は除き、縦覧時間は 8 時 30 分から 17 時までとした。

新日鐵住金鹿島人材育成センター及び電子縦覧については、縦覧期間終了後も平成 26  
年 11 月 7 日（金）まで閲覧可能とした。

#### (5) 縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）

① 縦覧者名簿記載者数	17 名
（内 訳） 茨城県行政情報センター	5 名
鹿嶋市役所環境課	11 名
神栖市役所環境課	1 名
新日鐵住金鹿島人材育成センター	0 名
② 方法書を公表したウェブサイトへのアクセス：	3,058 回

## 2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明  
会を開催した。説明会は、対象事業実施区域の存する鹿嶋市及び神栖市で開催し、説明会  
開催の公告は、方法書の縦覧に関する公告と同時に行った。

#### (1) 開催日時

鹿嶋市：平成 26 年 10 月 9 日（木）18 時～19 時 30 分

神栖市：平成 26 年 10 月 7 日（火）18 時～19 時 45 分

#### (2) 開催場所

鹿嶋市：鹿嶋勤労文化会館（茨城県鹿嶋市宮中 325 番地 1）

神栖市：神栖市文化センター（茨城県神栖市溝口 4991 番地 4）

#### (3) 来場者数

鹿嶋市：59 名

神栖市：44 名

### 3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

なお、平成26年10月7日（火）及び9日（木）に実施した説明会における紙面による質問も意見として取り扱った。

#### (1) 意見書の提出期間

平成26年9月25日（木）から平成26年11月7日（金）まで  
（縦覧期間及びその後2週間、郵送の受け付けは当日消印有効とした。）

#### (2) 意見書の提出方法 別紙-5

- ① 縦覧場所に備え付けられた意見箱への投函
- ② 事業者への郵送による書面の提出
- ③ 当社ホームページ上での提出
- ④ 説明会での質問用紙の提出

#### (3) 意見書の提出状況

意見書の提出は3通（意見の総数：19件）であった。そのうち、説明会での質問用紙の提出は2通（意見の総数：10件）であった。

日刊新聞紙に記載した公示

○平成 26 年 9 月 25 日（木）掲載

- ・茨城新聞（第1社会面23面、朝刊）
- ・朝日新聞（茨城地域面25面、朝刊）
- ・読売新聞（茨城地域面33面、朝刊）
- ・毎日新聞（茨城地域面27面、朝刊）
- ・産経新聞（茨城地域面23面、朝刊）

**お知らせ**

**環境影響評価方法書の縦覧及び  
説明会の開催について**

環境影響評価法に基づき、「鹿島火力発電所2号機建設計画 環境影響評価方法書」（以下「方法書」といふ）を作成しました。つきましては本事業に係わる方法書の縦覧・説明会の開催について、次のとおり公告いたします。

記

**1 対象事業について**

- 事業者の名称 鹿島パワー株式会社
- 代表者の氏名 代表取締役社長 和南城寿一
- 所在地 茨城県鹿嶋市光三番地  
（新日鐵住金(株)鹿島製鐵所内）
- 対象事業の名称 鹿島火力発電所2号機建設計画
- 原動力の種類 火力（石炭火力）
- 出力 六十五万キロワット程度
- 対象事業実施区域 茨城県鹿嶋市光三番地
- 関係地域の範囲 茨城県鹿嶋市及び神栖市

**2 縦覧について**

- 場所 茨城県庁 行政情報センター  
鹿嶋市役所 環境課  
神栖市役所 環境課  
新日鐵住金 鹿嶋 人材育成センター  
（電子縦覧）当社ホームページ

**●期間**

平成二十六年九月二十五日（木）より  
平成二十六年十月二十四日（金）まで  
県庁、市役所は土曜、日曜、祝日を除く午前八時半から午後五時まで  
なお、鹿島人材育成センター・当社ホームページでは平成二十六年十一月七日（金）までご覧いただけます。

**3 意見書の提出について**

「方法書」について環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、次に示す記載事項を所定の用紙（当社ホームページに掲載の用紙または縦覧場所に備え付けの用紙）にご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見箱に投函頂くか、または問い合わせ先へ郵送してください。また、当社ホームページにおいてもご意見をお寄せいただけます。

●意見書の記載事項 ご氏名、住所、方法書について環境保全の見地からのご意見（理由を含めて日本語で記載してください）

●提出期限 平成二十六年十一月七日（金）まで

●郵送の場合、当日消印有効

**4 説明会を開催する日時及び場所**

平成二十六年十月七日（火）午後六時から午後七時半まで  
神栖市文化センター（神栖市滑口四九九番地の四）  
平成二十六年十月九日（木）午後六時から午後七時半まで  
鹿嶋勤労文化会館（鹿嶋市宮中三二五番地の二）

**5 お問い合わせ先**

〒314-0014 茨城県鹿嶋市光三番地  
鹿島パワー株式会社  
電話 0299(8)3149  
（平日、午前9時～午後5時）

## a. 鹿嶋市広報「かしま No. 480 2014. 10. 1」

鹿嶋火力発電所2号機建設計画  
環境影響評価方法書の縦覧および説明会などのお知らせ

市内において、鹿島パワー株式が計画している鹿嶋火力発電所2号機建設に関する「環境影響評価方法書」について、次のおり縦覧と説明会を実施します。また、この方法書に対する意見書を受付けます。

【縦覧場所】  
●鹿嶋市役所環境課(8時30分～17時※土・日曜日、祝日を除く)  
●鹿島パワー株式のホームページ  
http://www.kashimawater.com/

【縦覧期間】10月24日(金)まで

【意見書の提出方法】  
縦覧場所に備え付けの意見箱に所定の用紙を投かん、または提出先へ郵送してください。  
※右記ホームページからも意見書の提出ができます。

【提出先】〒314-0014  
鹿嶋市光3番地 鹿島パワー株式

【提出期限】11月7日(金)  
※郵送の場合は当日消印有効

【説明会について】  
10月9日(木) 18時～19時30分  
所 鹿嶋勤労文化会館  
鹿島パワー株式

84・3149

## b. 神栖市広報「かみす No. 202 2014. 10. 1」

▼火力発電所建設計画  
環境影響評価方法書の  
公告・縦覧

新日鐵住金(株)鹿島製鐵所内に建設が予定されている火力発電所について、環境影響評価方法書の公告・縦覧と説明会があります。

【縦覧】  
期間 10月24日(金)まで  
午前8時30分～午後5時  
※土・日曜日、祝日を除く  
場所 環境課、鹿島パワー株式会社  
ホームページ  
意見書提出期限 11月7日(金)消印有効

提出方法 環境課の意見箱、または鹿島パワー株式会社(〒314-0014 鹿嶋市光3)に郵送・ホームページから提出

【説明会】  
日時 10月7日(火) 午後6時  
場所 文化センター

0299・84・3149  
鹿島パワー株式会社

・茨城県広報「茨城県報 第2627号 平成26年9月25日」

●環境影響評価方法書の縦覧について

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第7条の規定により次のとおり公告する。

なお、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）について環境の保全の見地からの意見を有する者は、法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出により、これを述べることができる。

平成26年9月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

- (1) 事業者の名称 鹿島パワー株式会社
- (2) 代表者の氏名 代表取締役社長 和南城 寿一
- (3) 主たる事業所の所在地 茨城県鹿嶋市光3番地（新日鐵住金（株）鹿島製鐵所内）

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 鹿島火力発電所2号機建設計画
- (2) 種類 汽力（石炭火力）
- (3) 規模 65万キロワット程度

3 対象事業が実施されるべき区域

茨城県鹿嶋市光3番地

4 法第6条第1項の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

鹿嶋市、神栖市

5 方法書の縦覧及び公表の方法及び期間

(1) 縦覧場所

場 所	所 在 地
茨城県行政情報センター	水戸市笠原町978-6（県庁舎3階東側）
鹿嶋市環境経済部環境課	鹿嶋市平井1187-1
神栖市生活環境部環境課	神栖市溝口4991番地5
新日鐵住金 鹿島人材育成センター	鹿嶋市光953-16番地

(2) 縦覧期間

平成26年9月25日（木）から平成26年10月24日（金）（土曜日、日曜日、祝日を除く）

(3) 縦覧時間

午前8時30分から午後5時まで

(4) インターネットによる公表

鹿島パワー株式会社のホームページにおいて、平成26年9月25日（木）から平成26年11月7日（金）まで方法書の電子版を公表します。

URL <http://www.kashimapower.com>

6 法第8条第1項の規定による意見書の提出期限、提出先及び提出方法

(1) 意見書の提出期限

平成26年11月7日（金）

(2) 意見書の提出先

〒314-0014

茨城県鹿嶋市光3番地

鹿島パワー株式会社

(3) 意見書の提出方法

直接持参又は郵送によること。

7 説明会の開催日時及び開催場所

(1) 神栖市

日時 平成26年10月7日（火） 午後6時～

場所 神栖市文化センター（神栖市溝口4991番地4）

(2) 鹿島市

日時 平成26年10月9日（木） 午後6時～

場所 鹿嶋勤労文化会館（鹿嶋市宮中325番地1）

- ・お知らせ（当社ホームページ）

### 環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催について

このたび当社は、火力発電所建設計画に伴い、「環境影響評価方法書」(以下、方法書という)を作成致しました。つきましては、環境影響評価法第七条(方法書についての公告及び縦覧)、第七条の二(説明会の開催等)の規定により、本事業に係わる方法書の縦覧・説明会の開催について、次のとおり公告いたします。

#### 記

#### 1. 対象事業について

●事業者の名称	鹿島パワー株式会社
●代表者の氏名	代表取締役社長 和南城 寿一
●所在地	茨城県鹿嶋市光三番地(新日鐵住金神鹿島製鐵所内)
●対象事業の名称	鹿島火力発電所2号機建設計画
●原動力の種類	汽力(石炭火力)
●出力	65万キロワット程度
●事業実施区域	茨城県鹿嶋市光3番地

#### 2. 縦覧について

●場所	茨城県庁 行政情報センター 鹿嶋市役所 環境課 神栖市役所 環境課 新日鐵住金 鹿島 人材育成センター (電子縦覧) <a href="#">当社ホームページ</a>
●期間	2014年9月25日(木)より2014年10月24日(金)まで。 ただし、県庁及び市役所は、土曜、日曜、祝日は除きます。 なお、鹿島人材育成センター及び当社ホームページにおいては、2014年11月7日(金)までご覧いただけます。
●時間	午前8時30分から午後5時まで。
●意見書の提出について	「方法書」について環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、次に示す記載事項を所定の用紙(当社ホームページに掲載の用紙または縦覧場所に備え付けの用紙)にご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見箱に投函頂るか、または問い合わせ先へ郵送してください。また、 <a href="#">こちら</a> からもご意見をお寄せいただけます。
●意見書の記載事項	ご氏名、ご住所、方法書について環境保全の見地からのご意見 (理由を含めて日本語で記載してください)
●提出期限	2014年11月7日(金)まで(当日消印有効)

#### 3. 説明会を開催する日時及び場所

- 2014年10月7日(火)午後6時～ 神栖市文化センター
- 2014年10月9日(木)午後6時～ 鹿嶋勤労文化会館

#### 4. お問い合わせ先

〒314-0014 茨城県鹿嶋市光三番地  
鹿島パワー株式会社  
電話 0299-84-3149(平日 午前9時から午後5時まで)



## 鹿島パワー株式会社

### 鹿島火力発電所2号機 環境影響評価方法書に対する意見書

#### 意見書の提出に関して

鹿島火力発電所2号機 環境影響評価方法について環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、以下のフォームにより意見を提出することができます。  
意見提出の際には、全ての項目にご入力をお願い致します。

**お名前**

※法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名

**住所**

※法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地

**電話番号**

**E-mailアドレス**

**環境の保全の見地からのご意見**

※ご意見の理由も含め、日本語でご記入ください。  
(1,000文字以内)

[確認画面へ](#)



## 第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、事業者に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は18件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

## 環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と、当社の見解

### 1. 事業計画関係

No.	意見の概要	事業者の見解
1	2号機を稼働する代わりに停止する老朽火力発電所はありますか。	2号機が稼働する代わりに停止する老朽火力発電所はありません。

### 2. 温室効果ガス関係

No.	意見の概要	事業者の見解
2	今、早急な気候変動対策が求められており、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書では、とりわけ石炭について、エネルギーインフラ投資の在り方を変えていく必要性が強調されているところである。そのような状況の中、天然ガスの約2倍のCO <sub>2</sub> を排出する石炭火力を新設することは、将来の気候変動へ甚大な環境影響を及ぼすことになる。よって、そのことを無視した本事業の実施には反対する。	<p>国のエネルギー基本計画では石炭火力を安定供給性や経済性に優れた重要なベースロード電源として位置付けています。東日本大震災を契機に従来以上に安定的かつ効率的な電力供給が強く求められていることを踏まえ、安定供給性や経済性に優れた石炭を燃料とする火力発電を導入することとしました。</p> <p>なお、電源の開発は3E+S（環境保全・供給安定性・経済性+安全性）が判断材料であり、二酸化炭素排出量のみによるものではないと考えております。</p>
3	天然ガスまたは他の燃料を燃料として用いた場合の費用・環境影響は検討されていますか？（石炭ありきでしょうか？）	本事業は鹿島製鐵所構内において、すでに運転中の石炭火力発電所に隣接する形で新たに石炭火力発電所を設置する計画であり、揚運炭設備・灰処理出荷設備等の一部インフラが整っております。他の燃料、例えばLNGを用いる場合には、LNG供給のインフラ（配管、貯留設備）の新設が必要になることに加え、調達コストも石炭より高価となることから、燃料の変更は計画しておりません。
4	CO <sub>2</sub> 排出量の多い／少ないによって、事業計画がストップする・廃止になることはありますか？あるとすれば、大体何g-CO <sub>2</sub> /kWhが目安となりますか？	<p>最新鋭の設備を導入することにより、極力二酸化炭素排出量の抑制に努めることから、事業計画を廃止する予定はありません。</p> <p>なお、二酸化炭素排出原単位については、約800g/kWhを計画しており、既存の石炭火力の約900g/kWhと比べて、かなり削減された、最新鋭の設備を導入してまいります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
5	<p>気候変動対策の観点から見れば、今後建設される発電所は、少なくともLNG火力は達成している約350g-CO<sub>2</sub>/kWhの水準を満たすべきである。</p> <p>しかし、本事業で採用するとされているUSCではその水準に達することはできない。さらに説明会（10/7神栖市文化センター）では、本発電所のCO<sub>2</sub>排出量は約0.8kg-CO<sub>2</sub>/kWhを想定し、既存の石炭火力発電所のCO<sub>2</sub>排出量である約0.9kg-CO<sub>2</sub>/kWhと比べて排出量が少ないとする回答があった。2010年には小名浜火力発電所（仮称）が、環境アセスメントの中でCO<sub>2</sub>排出量の多さ（0.814kg-CO<sub>2</sub>/kWh）を指摘され、その後計画中止となっている。説明会での回答の通りであれば小名浜火力発電所（仮称）のケースと大差が無く、本事業におけるCO<sub>2</sub>排出量の多さは甚大な問題であると認識するべきである。BATを用いたとしても、CO<sub>2</sub>排出量を大量に発生することは免れないため、環境保全の見地からすれば本事業は実施されるべきではない。</p>	<p>本発電設備につきましては、「BATの参考表」に掲載されている「(A) 経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術」以上を採用するなど高効率の設備を導入するとともに、当該発電設備の運用等を通じて送電端熱効率の適切な維持管理を図ることで、できる限りの二酸化炭素排出量の削減に取り組んでまいります。</p> <p>二酸化炭素の想定排出量につきましては、現在設計中であることから環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）以降の図書にて明らかにする予定です。</p>
6	<p>日本政府は、環境基本計画において、2050年に温室効果ガス排出量を80%削減させる目標を閣議決定している。本事業が少なくとも30年程度稼働することを考えると、東京電力の排出原単位は現状よりさらに悪化することとなり、国の目標と整合しない。実際に東京電力の既設の石炭火力発電所（広野及び常陸那珂の各2基）は、2003年以降東電全体のCO<sub>2</sub>排出量を増加させ、原発稼働時でさえ、排出量原単位は悪化している。国の目標との整合性からも、本事業の正当性は認められない。</p>	<p>本発電設備が2050年においても稼働していることが想定されることを踏まえ、第四次環境基本計画に位置付けられた「2050年までに80パーセントの温室効果ガス排出削減」を目指すとの国の長期目標との整合性を確保するため、将来のCCSの導入に向けて、二酸化炭素分離回収設備につき、今後も技術動向に注視し、国から提供される情報を元に必要な検討を実施してまいります。</p>
7	<p>御社では、2020年以降の電力需要をどのように見込んでいますか？</p>	<p>2020年以降での電力需要は予測できませんが、仮に減少するという事になった場合でも、鹿島火力発電所は競争力があると考えておりますので、運転を続けるものと考えております。</p>
8	<p>説明会においては、2020年における需要の見通しは不明としながら、仮に需要が下がったとしても、本発電所で作られる電力は競争力があると回答していた。しかし、2016年の電力小売自由化や需要の低下を見込めば、厳しい競争下に置かれることが予想される。</p> <p>東京電力は、総合特別事業計画を改定するたびに販売電力量を下方修正している。需要は東日本大震災・福島原発事故以降、低いまま推移している。また、今後さらに省エネ・再生可能エネルギーが普及していくことや、本発電所が稼働する2020年以降には人口減少に伴い、エネルギー需要がさらに減少することを考えると、最もCO<sub>2</sub>排出の多い燃料である石炭での火力発電所の新設の必要性はないと考えられる。</p>	<p>発電分野に新規参入と競争を促す電力システム改革（自由化）による健全な競争の結果として、効率が高くコスト競争力のある発電所が高稼働となり、必要とされなくなった電源は低稼働又は停止していくものと考えられます。当該発電設備につきましては競争力のある発電所として高効率の維持に努めてまいります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
9	CCSの導入については検討されているのでしょうか？（費用面含めて）	CCS（二酸化炭素回収貯留装置）について、現段階では具体的な検討までは着手していませんが、将来のCCS導入に向けて今後も技術動向を注視しながら、また国から提供される情報を基に、必要な検討を実施してまいります。
10	<p>方法書では、石炭は経済性があると記され、その根拠として2014年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画において石炭が「安定供給性や経済性にすぐれた重要なベースロード電源」として位置づけられたことを根拠としている。</p> <p>説明会では、CCSの導入は現時点では検討しておらず、将来の技術動向を注視して検討するという回答があった。配慮書への経産大臣意見では、CCSの導入に向けて二酸化炭素分離回収設備に関する検討を行うことが求められており、CCSが導入されれば事業の採算性は下がる。これに加え、途上国の石炭需要の増加による石炭価格の上昇を考慮すれば、石炭は経済性に優れた燃料であるとは言いがたい。さらに、国際的なCO<sub>2</sub>規制強化による炭素価格の上昇によって、石炭火力発電の経済性は低下する可能性が高く、事業リスクは大きい。</p>	<p>将来のCCS実施の可能性や石炭価格上昇の可能性を否定するものでもではありません。そのような場合においても二酸化炭素対策を含むすべてのコストの優劣、供給安定性や需給バランス上の本電源の必要性などによって運転継続の要否が判断されていくものと思われます。事業者としてはそのような事業リスクも勘案した上で今回の投資判断を行ったものであります。</p>
11	<p>IPCC第5次評価報告書において示されたように、CO<sub>2</sub>は気候変動の主因であり、地球環境に多大な影響を及ぼすことは明白である。BATを採用する場合でも、事業によって引き起こされるCO<sub>2</sub>の総排出量の影響を検討し、対応を実施することは、事業者の社会的責任として不可避である。</p> <p>また、環境大臣から経産大臣への意見書では、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」をふまえて環境対策を行うことを求めており、経産大臣意見でもその旨が明記されている。神栖市長が茨城県知事に提出した意見でも、CO<sub>2</sub>排出量の削減を考慮することを求めている。事業者は、取りまとめを踏まえて具体的にいつまでにどのような対応を行うのか、スケジュールを含めて明確にする責任がある。</p>	<p>エネルギー政策の検討も踏まえた国の地球温暖化対策の計画・目標の策定と併せて、地球温暖化対策に係る電力業界全体の自主的枠組の構築に向けて、発電事業者として可能な限り取り組んでまいります。また、当該自主的枠組が構築された後は、小売段階が調達する電力を通じて発電段階での低炭素化が確保されるよう、確実に二酸化炭素排出削減に取り組んでまいります。</p> <p>また、自主的枠組が構築されるまでの間においては、本発電所の運転開始時までに関係事業者と協調し、自主的取組として天然ガス火力を超過する分に相当する純増分について海外での削減に係る取り組みを行うなどの環境保全措置を講じてまいります。</p> <p>なお、当該環境保全措置について、今後環境影響評価手続期間中に具体化された内容があれば、準備書以降の図書に可能な範囲で記載してまいります。</p>
12	東京電力電源入札に係る環境省・経産省の局長級とりまとめでは、天然ガス火力を超過する分のCO <sub>2</sub> 排出について、何らかの措置を講じることを求めています。本計画ではどういった対策がとられますか？	

No.	意見の概要	事業者の見解
13	<p>CO<sub>2</sub>排出量に関連する詳細データは準備書以降に記載する予定としているが、CO<sub>2</sub>排出量や発電効率、送電端効率は環境保全の見地から検討するにあたって重要な情報であり、事業実施の是非にも関わる情報であると考えられるため、事業者はこれを早急に開示するべきである。</p>	<p>現時点では詳細な設計に至っていないため、方法書においては温室効果ガス等(二酸化炭素)に関連する詳細データはお示ししませんでした。が、詳細な設計が定まる準備書以降においては将来予測を行うために必要な諸元を記載する予定です。</p>
14	<p>評価の手法として、「二酸化炭素の発生による環境への負荷の量が、実行可能な範囲内で回避または低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかを検討する」とされている。CO<sub>2</sub>を大量に排出する石炭火力を選択すること自体が、環境負荷を回避・低減できていないといわざるを得ないが、「実行可能な範囲」で環境負荷が「回避または低減」されているかをどのように判断するのか、基準を示すべきである。また同様に、東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめとの整合性についても、判断基準を示すべきである。</p> <p>予測の基本的な手法としては、発電所の稼働に伴うCO<sub>2</sub>排出量と原単位を算出するとしている。準備書においては、使用する石炭種別や設備稼働率など、算出の前提とする条件を明らかにすることを求める。また、予測対象時期とされている「発電所の運転が定常状態となり、二酸化炭素に係る環境影響が最大となる時期」とは、具体的にどのような時期を想定しているのか明示するべきである。さらに予測には、稼働率の低下や燃料種の変更、経年変化による原単位の悪化およびCCSの導入などによる原単位の改善についても明らかにすることを求める。</p>	<p>本方法書においては、施設の稼働に伴う温室効果ガス等(二酸化炭素)を環境影響評価の項目として選定しており、二酸化炭素排出量の予測、評価については「二酸化炭素の発生による環境への負荷の量が、実行可能な範囲内で回避または低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかを検討する」としています。準備書では予測、評価にあたり、使用する石炭を前提とした性状や設備稼働率など、算出の前提とする条件を明らかにするとともに発電所の運転に伴う二酸化炭素に係る環境影響が最大となる時期を明確にした上で「BATの参考表の(A)基準」を満足している等の評価基準を示して判断する予定です。</p> <p>また、東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめとの整合性についても準備書において評価する予定です。</p>

3. その他の環境関係

No.	意見の概要	事業者の見解
15	<p>現地・現場の意見を本気で知るとおっしゃるならば、先ず平井土地区画組合から土地を求め社宅・寮を建て住む。子を作り学校に通い子達・先生達・住民の方々と話し、多くの行事に参加し友を作る。それにより「生の声」が聞こえてくると思います。</p>	<p>本事業を進めるにあたり、平井地区等地域の方々とのコミュニケーションを密にして、ご理解を得ながら進めてまいりたいと考えております。</p>
16	<p>現在南風になるとボア～とした生温い風・空気が流れ漂う。それプラス工業地帯特有の臭いがする。これは貴社進出によりもっと多くなる可能性はいないか。アンモニア使用とか、心配です。</p>	<p>本事業に係るにおいについては、一部脱硝装置でアンモニアを使用しますが、その排出量は極めて小さく、適切な管理を行うことから影響は極めて小さいと考えています。</p>
17	<p>多くのチェックが必要ではないのか。 今回の環境調査を行う方々、会社、分析は本当に信用できるのか。</p>	<p>環境調査の結果につきましては、地方公共団体の調査結果等との比較などにより妥当性は確認できると考えております。 なお、本事業に関わる環境調査は、専門技術を有する民間会社に委託することにより行います。調査・分析は「発電所アセスの手引き」に基づく公定法等により、検定に合格した機器の使用や計量証明書の発行を行うなど適正に実施しますので、測定結果の公平性は担保されるものと考えています。</p>
18	<p>書面（方法書etc）が印刷できず、期間を過ぎると見ることすらできない設定にしているのはなぜですか？</p>	<p>本方法書の縦覧は一部の縦覧場所及び当社ホームページにおいて環境影響評価法第7条に基づく方法書の縦覧期間を2週間延長し、環境影響評価法第8条に基づく意見の募集期間を含めた期間としています。</p>
19	<p>環境アセスメントにおいて公開される方法書などの資料は、縦覧期間が終了しても閲覧できるようにすべきである。また、公開期間中においても、印刷が可能にするなど利便性を高めるよう求める。</p>	<p>また、書面の印刷につきましては著作権等の問題があることから、ご遠慮いただいております。</p>